

上手な遺言・相続 トラブル対処法

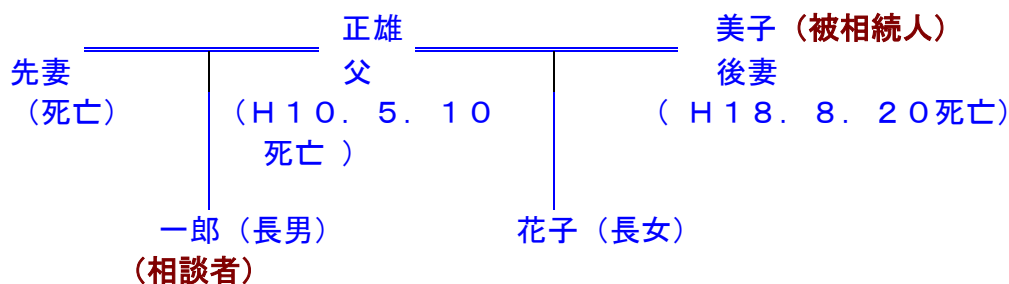
遺言・相続トラブルの実例と対策

- ケース 1 (2次相続で長男(先妻の子)の相続分がない!)
- ケース 2 (長年介護してきた労に報いてほしい!)
- ケース 3 (独り暮らしの母が認知症に!)
- ケース 4 (子供のいない夫婦の相続トラブル)
- ケース 5 (熟慮期間(3カ月)を過ぎた相続放棄)

花宮総合コンサルティング

電話 052-777-0082 FAX052-777-0109
E-MAIL info@hanamiya.org
WEBSITE <http://hanamiya.org/>

ケース1（2次相続で長男（先妻の子）の相続分がない！）



父正雄は、長男一郎が3歳の頃に先妻と死別した。

その後、美子が後妻となり、長女花子が誕生した。

一郎と花子は、兄弟として分け隔て無く育てられ、共に成人してそれぞれ家庭を持っている。

平成10年5月10日に、父正雄がガンで病死し、遺された遺産1億円を法定相続分である美子（母）2分の1（5000万円）、一郎（長男）4分の1（2500万円）、花子（長女）4分の1（2500万円）の割合で相続し、相続税も支払った。（1次相続）

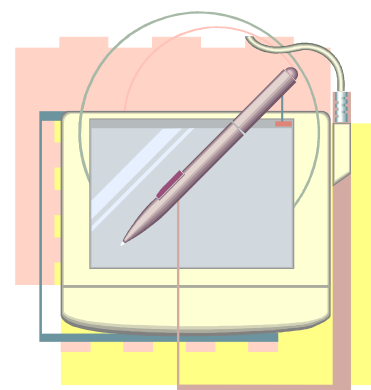
その後、平成18年8月20日に美子（母）が病死し、葬儀の手続や遺産整理を一郎が率先して進めていたが、遺産分割の相談の為に司法書士を訪問したところ、美子（後妻）の財産は花子がすべて相続し、一郎には相続分が無いことを告げられた。なお、遺産は父から相続した財産を含め7000万円であった。（2次相続）

一郎は、これまで分け隔て無く父母から育てられてきて、父の相続の時には、花子と同じ4分の1の財産を相続できたのに、母の相続にはどうして相続分がないのか納得できない。

【解説】

後妻である美子から見れば、一郎（長男）は夫の連れ子になります。いくらかわいがっても、一郎と美子との間には、法律上親子関係はなく、姻族（血族の結婚により親族となったもの）にすぎません。つまり、美子（後妻）にとっては、夫の連れ子は実子でも養子でもないわけで、血族でない以上、相続人にはなれません。

1つの家庭で分け隔て無くかわいがってきても、子供同士の間で差が出てしまうことになります。

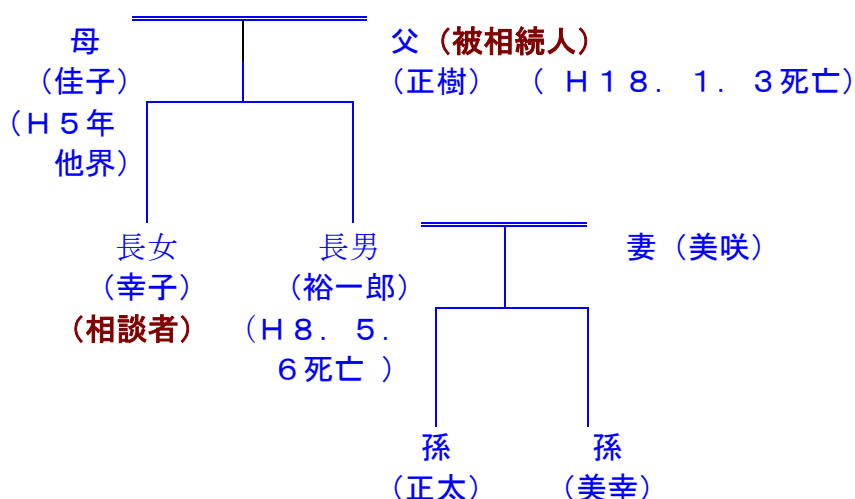


【対処法】

もし、美子が一郎に、財産を相続させようと思うならば、次の方法があります。

1. 美子が生前に一郎と養子縁組をして、市（区）役所に届けておく。
（養子とは血縁はありませんが、法律上血族として扱われ、相続人となります。）
2. 遺言書を書いて、財産の一部を一郎に遺贈する。
（花子に遺留分（相続分の2分の1）があるので、それを侵害しない範囲（2分の1まで）で遺贈するのが賢明です。）

ケース2（長年介護してきた労に報いてほしい！）



長年、病気で寝たきりあった父が、看病の甲斐なく平成18年1月3日に死亡しました。父の遺産分割手続きにあたり、知り合いの司法書士を尋ねたところ、平成8年5月6日に長男の裕一郎さんが死亡しており、そのお子さん2名が代襲相続人として幸子さんとともに、相続人となると言われました。法定相続分は、幸子さん2分の1、亡き長男（裕一郎さん）のお子さん2名がそれぞれ4分の1になるとのことでした。

長男（裕一郎さん）夫婦は、当初父と同居していましたが、結婚5年目に長男が事故死し、その際、妻の美咲さんと葬儀のやり方でもめ事が起こり、その後父との同居が気まづくなったのか、幼い3歳、1歳の子供を連れて突然実家に戻り、それ以来一切の連絡が途絶えたまま10年が経過しました。

平成5年に母（佳子）が亡くなりましたが、父は長男夫婦と同居することとなり、長男夫婦の為に家を新築（父名義）しました。ところが同居後間もなく長男が事故で死亡し、その後、亡き長男の妻である美咲さんとも折り合いが悪くなり、新築の大きな家でまた一人暮らしとなってしまいました。2、3年独り暮らしをしていましたが、近所の方から様子がおかしいとの連絡が入り、医者に診せたところ認知症であるとの診断が出たため、致し方なく夫の了解のもとに、長女幸子は家族一緒に父の建てた家に移り住みました。

幸子は、長年父の看病をしてきましたが、晩年には認知症がひどくなり、深夜徘徊を繰り返したり、暴力的な性格でもあったことから、看病には大変苦勞をしてきました。

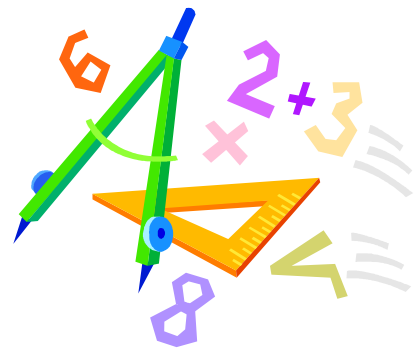
このような経緯のため、長男の子供2人に代襲相続人として法定相続分を渡すのは、之までの父に対する私の献身的な療養看護を鑑みると納得できません。

少なくとも、相続財産の3分の2は主張してもいいと思っています。

【解説】

お父さんは、ノートの切れ端に財産の全部を長女の幸子さんに相続させる旨の「遺言」を書いていました。本来であれば、自筆証書遺言として、家庭裁判所で検認手続を経て、遺言書どおりに遺産を分配するのですが、この「遺言書」は、自筆で書いてあるものの、日付けが記載されておらず、押印もなされていませんでした。つまり、自筆証書遺言としての形式が整っておらず、遺言書として機能しないものでした。

従って、最初から遺言書がなかったことになるため、相続人全員で遺産分割協議をすることとなったわけです。



【対処法】

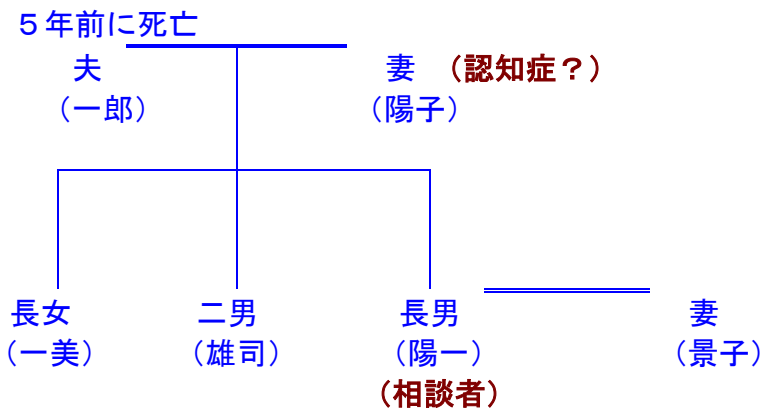
遺産の相続にあたり、幸子さんの希望どおりの遺産分割をするには、遺産分割協議が必要となります。幸子さんの依頼により、長年音信不通であった美咲さんの連絡先を調べて、遺産分割協議に協力してほしい旨のお願いをしたところ、代襲相続人たる正太くんと美幸ちゃんは未成年者であ

るため、その親権者である美咲さんが交渉の窓口となりました。美咲さんに、長年幸子さんが、お父さんの療養看護に努めたこと、その労を評価して相続財産の3分の2を認めてほしい旨を伝えたところ、美咲さんは本来の相続分(2分の1)以外では納得しないとの回答でした。

その後、何度も手紙や電話でのやりとりをしましたが、全く話がまとまらないため、お互い弁護士をたてて、家庭裁判所で遺産分割調停をすることとなりました。

せっかく遺言書を作成しておいたのに、知識不足のため自筆証書遺言の形式が整っておらず、お父さんが亡くなったことをきっかけに、また骨肉の争いが勃発してしまった、なんとも不幸な事例でした。

ケース3 (独り暮らしの母が認知症に！)

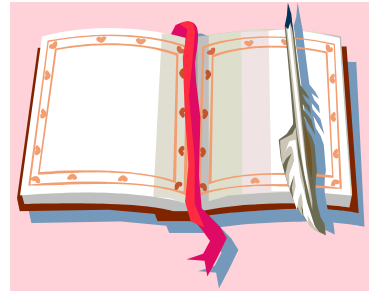


5年前、夫に先立たれて独り暮らしとなった、母陽子さん(80歳)。夫との間に3人の子供がいるが、それぞれ結婚して独立している。子供達は、それぞれ家計の維持が精一杯で、独り暮らしとなってしまった陽子さんと同居する余裕がない。

「母さん、また羽根布団買ったの？」久しぶりに実家を尋ねた長男の陽一さんは思わず叫んだ。50万円もする羽根布団を訪問販売に来たセールスマンから買ったのは、これで3度目。部屋の押入れの中には、使わない布団が山積みになっている。以前も帰郷するたびに「床下乾燥40万円」や「シロアリ駆除100万円」、「耐震補強500万円」・・・といった領収書を見つけて問いつめた経緯があった。身体は特に悪いところはなく、普通に会話もできるため、「一人で何でもできる」と思っている母。でも、認知症は確実に進行しており悪徳訪問販売業者の餌食になっていた。

【解説】

昨年度の成年後見の申立ては約2万1000件、初年度（平成12年）の2倍強に増加しましたが、認知症高齢者数が170万人ともいわれる状況にも係わらず、低水準で推移しています。広報不足により制度そのものが十分に認知されておらず、また他人に財産の管理を任せること自体に抵抗感もあるようです。厚生労働省によると認知症患者数は2030年には350万人に達すると予想しています。



国は、保険財政の逼迫を理由に、介護の場を施設から在宅へ誘導しはじめています。判断能力が低下した高齢者が法的なトラブルを抱えることなく、自宅で安心して暮らし続けるには、成年後見制度の利用が不可欠となっています。

【対処法1】

母陽子さんの場合、判断能力の低下の程度に応じて、補助、保佐、後見の各法定後見制度が利用できます。例えば陽子さんの判断能力の低下の程度が後見類型と診断されると、成年後見人が選任されます。長男の陽一さんが成年後見人になれば、陽子さんの代理人として様々な契約を結ぶことができます。

また、陽子さんが行った重要な法律行為（羽根布団の契約など）を事後的に取り消すことができます。今後、再び陽子さんが高額な契約を結んでも陽一さんが取り消せば支払いの義務は発生しません。

もし成年後見制度を利用していない場合、陽子さんがした契約を無効とするには、業者を相手取って訴訟を起こすしかありません。「陽子さんが契約をした当時、判断能力がなかったこと」を立証しないと、裁判に勝てません。「立証しなくても、取消しが可能」な成年後見制度は、高齢者を狙った悪徳商法に対処する「切り札」とも言えます。

成年後見制度は、2つに分かれます。今回の陽子さんの様に、既に判断能力の低下した人が利用するのが「法定後見制度」です。



また、現状は判断能力に問題はないが将来、判断能力が低下した時のことが不安な人が使うのが「任意後見制度」です。「任意後見制度」は、任意後見人として誰を選ぶかが重要です。候補者は司法書士、弁護士、親族、友人など誰でも良いのですが、法的素養のある人を自分で選ぶ必要があります。任意後見人を注意深く選ばないと制度を生かせないだけでなく、かえって危険なこともあります。

なお、司法書士の所属する成年後見制度の支援団体としては、社団法人成年後見センター・リーガルサポートがあります。

【対処法2】

夫一郎さんが健在のうちに、妻陽子さんが認知症になったときに、介護を望まない子供達の間で「たらい回し」にされないことがない様にするためには、予め遺言を書いておく方法があります。

次男の雄司さんが実家の近くに住んでいるので、雄司さんとよく話し合っ、一郎さんが死亡した場合には、雄司さんに陽子さんの世話をしてもらおうこととし、その代わりに雄司さんには他の子供よりも多くの財産を相続させることとします。雄司さんが必ず負担を履行するよう、負担の内容はできるだけ明確に定めておく必要があります。

また、将来妻陽子さんの立場が弱くならないように、陽子さんにもある程度の財産を相続させておくことを考慮すべきです。



平成〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

当公証人は、遺言者・甲野一郎の囑託により、証人・花宮賢二及び〇木〇子の立会いのもとに、平成〇〇年3月3日、以下のとおり遺言者の口述を録取し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、その所有する次の財産を、遺言者の妻甲野陽子に相続させる。

1. 名古屋市〇〇区〇〇一丁目〇〇番 宅地〇〇㎡
2. 前記同所所在
家屋番号〇〇番
木造瓦葺2階建居宅 1階100㎡ 2階50㎡
3. 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部

第2条 遺言者は、その所有する次の財産を、遺言者の二男甲野雄司に相続させる。

1. 名古屋市〇〇区〇〇一丁目〇〇番 宅地〇〇㎡
2. 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部
3. 〇〇株式会社の株式 50,000株

2 なお、二男甲野雄司は、上記財産を相続することの負担として、妻甲野陽子が死亡するまで同人と同居し、扶養すること。

第3条 遺言者は、その所有する次の財産を遺言者の長女竹下一美、長男甲野陽一に各持分2分の1の割合により相続させる。

1. 名古屋市〇〇区〇〇一丁目〇〇番 宅地〇〇㎡
2. 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 名古屋市名東区香流一丁目1010番地の5

職業 司法書士 花宮賢二

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

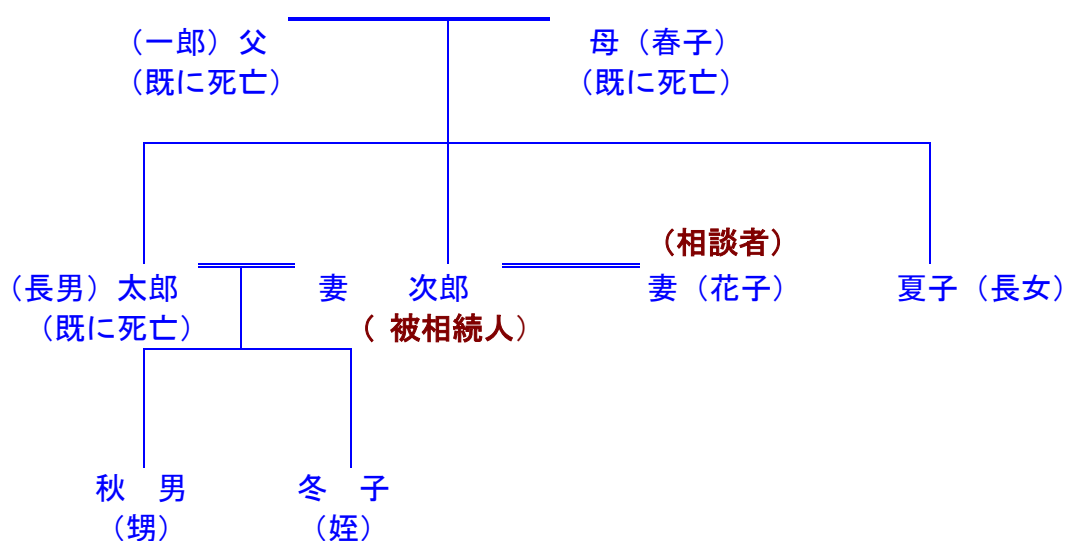
2 遺言執行者は、第1ないし第3条記載の預金について、本遺言執行のため、名義変更及び払戻しの権限を有する。

第5条 遺言者がこの遺言をする趣旨は、次のとおりである。遺言者は長年連れ添った妻陽子の今後の生活が心配でならない。そこで、妻陽子の行く末を二男雄司に託すこととし、そのための費用を考慮して雄司に財産を多く相続させた。

長女一美、長男陽一、は、遺言者のこのような気持ちを理解して、妻陽子が幸福に暮らせるよう協力してくれるよう強く望む。したがって、遺言者の意思を尊重し、遺留分減殺請求などをしないように、心から願います。



ケース4（子供のいない夫婦の相続トラブル）



定年を間近に控え、夫（次郎さん）が突然心臓疾患で亡くなった。まだ、58歳でした。

夫婦共働きで収入も多く、子供はなく周囲が羨む仲良し夫婦。優雅な生活を送っていると思われていた2人ですが、実は数年前に家を建てた時、貯金のほとんどをつぎ込んでしまい、手元にはわずかしか残っていません。それでも、まだ互いに現役で働いており、なにより好きな古民家を移築した終の棲家での暮らしは幸せなものでした。日頃から一生懸命働いて築き上げてきた夫婦ふたりの財産は、すべてを残った方が相続して、自由に使おうと話し合っていました。

しかし、次郎さんの急死で、思い描いていた定年後のプランはあっけなく崩れ、悲しみに打ちひしがれている妻・花子さん（50歳）を新たな悲劇が襲います。

唯一の財産は、夫婦の共有名義で建てた自宅の古民家。蓄えはわずかで、夫の遺族年金があるものの収入は激減し、老後が不安です。花子さんたちには子どもはなく、夫の両親もすでに他界。遺産は、当然自分が受け継ぐものだとっていました。

ところが、知り合いの司法書士に尋ねると、花子さんの場合、夫の兄弟姉妹にも相続権があるといえます。つまり、夫の妹・夏子さん（46歳）8分の1、既に死亡している夫の兄・太郎さんの子どもふたり（甥・秋男32歳と姪・冬子29歳）が代襲相続人としてそれぞれ16分の1の法定相続分があるということでした。

しかし、これまで親戚付き合いもほとんどなく、夫婦の財産を作りあ

げる上でも協力や援助を全く受けたことがありません。甥や姪とは、もう何十年も顔を合わせたことすらないのです。

自分の老後のこともあるし、事情を説明すれば理解して相続放棄してくれるものと考えていた妻・花子さん。相続放棄の書類を持って訪ねたところ、あっさり断られてしまいました。若い甥や姪は「権利があるのにどうして放棄しなきゃいけないの?」「もらえるものはもらわなきゃ損」と主張。当初は、納得していた義妹の夏子さんも口裏を会わせ、相続分を請求してきました。

【解説】

民法上は、子どものいない夫婦のどちらかが亡くなった場合、亡くなった方の親または兄弟姉妹も法定相続人になります。親が生きているなら法定相続分は、妻が3分の2、親が3分の1。親がいなければ妻4分の3、兄弟姉妹4分の1となります。今回のケースのように、配偶者が住んでいるマイホームが唯一の財産であっても、兄弟姉妹にも法定相続分があるため、兄弟姉妹が納得しない場合には、家を処分して、相続分にあたる現金を用意するしかないこともあります。



近い将来（老後の生活のため）マイホームを売ったお金で老人ホームに入るしかない老妻が、相続人の権利主張に頭を抱える様は忍びない。

【対処法】

1. 遺言を残す！「遺言は愛。配偶者には遺言のラブレターを！」

親が生きているなら「遺留分（最低限保障されている相続の権利）だけを親に、残りは配偶者に」という内容の遺言を互いに書いておくことが必要です。

兄弟姉妹が相続人になるような場合は、「財産はすべて配偶者に残す」という遺言があれば相続トラブルは避けられる。兄弟姉妹には遺留分がないからです。

※仲がよい夫婦であっても、遺言書は別々に書かなければ無効です！民法にも「遺言は、2人以上の者が同一の証書で、これをする事ができない」と明記されています。

2. 法定相続分相当の死亡保障を付けた生命保険に入っておく。

子どものいない人の老後資金作りは、医療・介護資金を手厚くする必要があります。こうした方法で現金を残せば、配偶者と自分の親や兄弟姉妹との今後の付き合いもスムーズにいくし、いざというときに自らの老後資金の元となるマイホームを手放さずに済みます。

遺言公正証書

当公証人は、遺言者・〇〇次郎の囑託により、証人・花宮賢二及び〇木〇子の立会いのもとに、平成〇〇年3月3日、以下のとおり遺言者の口述を録取し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、その所有する次に掲げる不動産を含む一切の財産を、遺言者の妻〇〇花子に全部相続させる。

1. 名古屋市〇〇区〇〇一丁目〇〇番 宅地〇〇㎡
2. 前記同所所在
家屋番号〇〇番
木造瓦葺2階建居宅 1階100㎡ 2階50㎡
3. 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部

第2条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。遺言執行者は、この遺言を執行するため、〇〇銀行〇〇支店の預金の解約、払戻、名義書換請求をする権限及びその他この遺言執行のために必要な一切の権限を有する。

住所 名古屋市名東区香流一丁目1010番地の5
職業 司法書士 花宮賢二
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

第3条 遺言者がこの遺言をする趣旨は、次のとおりである。

遺言者は、長年連れ添った妻花子の今後の生活が心配でならない。遺言者の財産は、当然のことであるが、1人で築いたものでなく、よき理解者である妻花子の協力によるところが大きい。

遺言者の妻花子は、晩年認知症となった遺言者の母春子を、長年に渡り献身的に介護し、その最後も看取ってくれた。遺言者と妻花子の間には子供がおらず、父母も既に他界しているため、兄太郎の子秋男

太郎さんが亡くなって4カ月後、突然、金融業者が債権の取り立てにやってくるという思わぬ相続トラブルが家族を襲いました。その額2000万円！相続放棄しようにも既に手続きの期限である3カ月が過ぎ、どうしようもありませんでした。

数年後、さらに、悲劇が！嵐のような相続トラブルをようやく忘れかけた頃、銀行から父が連帯保証人になっていた借金5000万円を相続しているという連絡が入りました。

相続放棄の書類だと思いこんでサインした長女・春美さんが確認してみると、それはただの遺産分割協議書で、正式な相続放棄申述書ではありませんでした。

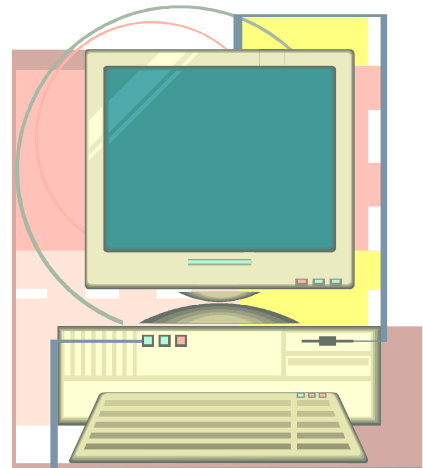
【解説】

民法では、借金を払って残りがあれば相続する方法（限定承認）や多額の借金など財産の一切を相続しない方法（相続放棄）が認められています。

どちらの場合も家庭裁判所で所定の手続きをしなければなりません。また、今回のケースのように、債権者のなかには遺族に相続放棄をさせないよう、わざと請求を遅らす悪質な者もいるので注意が必要です。

相続放棄は、借金もなくなる代わりに預金や株などの有価証券、不動産も残りません。

なお、よく生命保険や年金が受け取れなくなることを心配して、相続放棄に踏み切れないという話を聞きますが、死亡保険金も年金もそれを受け取る人の財産であって相続財産ではありません。したがって、相続放棄しても受け取る権利を失うことはないのです。



【対処法】

1. 限定承認

借金を払って残りがあれば相続する方法はないかということでしたが、民法922条には、限定承認といって、被相続人（この場合、太郎さん）の財産に借金などのマイナス財産がある時、相続で得た財産の限度で借金を払い、もし残ったら相続するという方法が認められています。

ただし、この限定承認は、相続人全員が一致して（923条）、相続開始を知ってから3カ月以内に財産目録を作成し、これを添えて、家庭裁判所に申し立てをする必要があります（924条）。

申し立ての書類には、①申述者の氏名、住所②被相続人の氏名、最後の住所③被相続人との続柄④相続の開始があったことを知った年月日⑤限定承認をする旨を記載して署名押印します。

2. 相続放棄

民法939条で規定された相続放棄とは、その相続については相続人とならないことを意味します。通常イメージされる相続放棄は、他の相続人、例えば長男の相続財産を増やすために行われるケースです。遺産分割協議書で相続放棄を宣言し、署名押印するのが一般的です。しかし、遺産分割協議書で相続放棄しても法的には債務放棄したとは認められません！

亡くなった家族が連帯保証人になっていたり、借金を抱えている場合は『自分のために相続があったことを知った日から3カ月以内』に家庭裁判所に申し立て、受理される必要があります。

ただし、現在の法解釈では、『自分のために相続があったことを知る』というのは、『相続すべき財産の一部または全部の存在を知ること』であるとしています。3カ月を過ぎても認められるケースもあるので、後から遺産額を超えて借金がでてきた時は、債権者と安易な取引はせず、弁護士や司法書士などの専門家に相談することです。



ここで、注意しなければならないのは、相続放棄は限定承認と違い一人だけでもできてしまう点です。今回の例でいえば、長女春美さんが相続放棄しても母・冬子さんや長男・はじめさんが借金を相続することになります。また、太郎さんの父母や兄弟が活着ている場合は、その人たちも相続人となります。いきなり借金のみを相続しろと言われても寝耳に水ですから、相続の放棄により新たに相続人になる人には必ず声を掛けて、一緒に手続きすることが重要です。

相続手続きチェックリスト表
もらう手続

種 類	届 出 先	該当する	完了した	備 考
1 生命保険	生命保険会社営業所			
2 入院保険金	保険会社			
3 団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル			
4 簡易保険	郵便局			
5 死亡退職金	会社			
6 医療控除の還付請求	税務署			
7 遺族共済年金	各共済会			
8 葬祭料(共済年金)	各共済会			
9 生命保険付住宅ローン	ローン実行銀行の支店			団体生命保険
10 クレジットカード	カード会社			保険確認

やめる手続

種 類	届 出 先	該当する	完了した	備 考
11 クレジットカード	クレジット会社			免除確認
12 携帯電話	電話会社			
13 借入金	消費者金融・銀行・ローン会社			団体生命保険
14 百貨店等会員証	百貨店			
15 スポーツクラブ会員証	スポーツクラブ			
16 JAF会員証	JAFの支社窓口			
17 公共交通機関無料パス	発給した市町村役場・鉄道各社			
18 身分証明書	発行した学校・会社・事務所			
19 老人会会員証	発行した老人会			
20 運転免許証	警察署			
21 パスポート	旅券事務所			
22 貸金庫	貸金庫のある金融機関			
23 キャッシュカード	発行した金融機関			
24 リース・レンタル契約	リース会社・レンタル会社			
25 インターネット会員	プロバイダー			

引き継ぐ手続

種 類	届 出 先	該当する	完了した	備 考
保険契約				
26	自動車保険 (自賠償・任意)	損害保険会社(取扱代理店)		
27	家屋火災保険の名義変更	損害保険会社(取扱代理店)		
28	家財・団地保険	損害保険会社(取扱代理店)		
公共サービス				
29	公共料金(電気・ガス)	電気・ガス会社営業所		
30	公共料金(上下水道)	水道局		
31	固定電話	NTT(局番なしの116番)		
32	NHKの名義変更	管轄のNHK営業部・センター		
預貯金				
33	公共料金など銀行引落口座	各金融機関の支店		
34	その他の預金・貯金口座	各金融機関の支店		
35	信用金庫の出資金	信用金庫の支店		
住宅(不動産)				
36	借地・借家	地主・大家・管理会社		
37	賃貸住宅	大家・管理会社		
38	市営・都営・県営住宅	公団・住宅供給公社営業所		
39	土地・建物	法務局・(司法書士等)		
40	山林・田・畑	法務局・(司法書士等)		
証券・債権				
41	株券・投資信託	証券会社・信託銀行等		
42	貸付金	貸付先(債務者)		
43	預け入れ保証金	預け入れ先		
自動車・自動二輪車・原付				
44	自動車登録(納税義務者)	陸運支局又は市町村役場		
会員権				
45	ゴルフ会員権	ゴルフ場運営会社		
46	リゾート会員権	リゾート施設運営会社		

花宮総合コンサルティング

種 類	届 出 先	該当する	完了した	備 考
営業許可・特殊な権利				
47	営業変更許可申請	管轄官庁		
48	特許権名義変更	特許庁		
49	音楽著作権名義変更	社団法人日本音楽著作権協会		

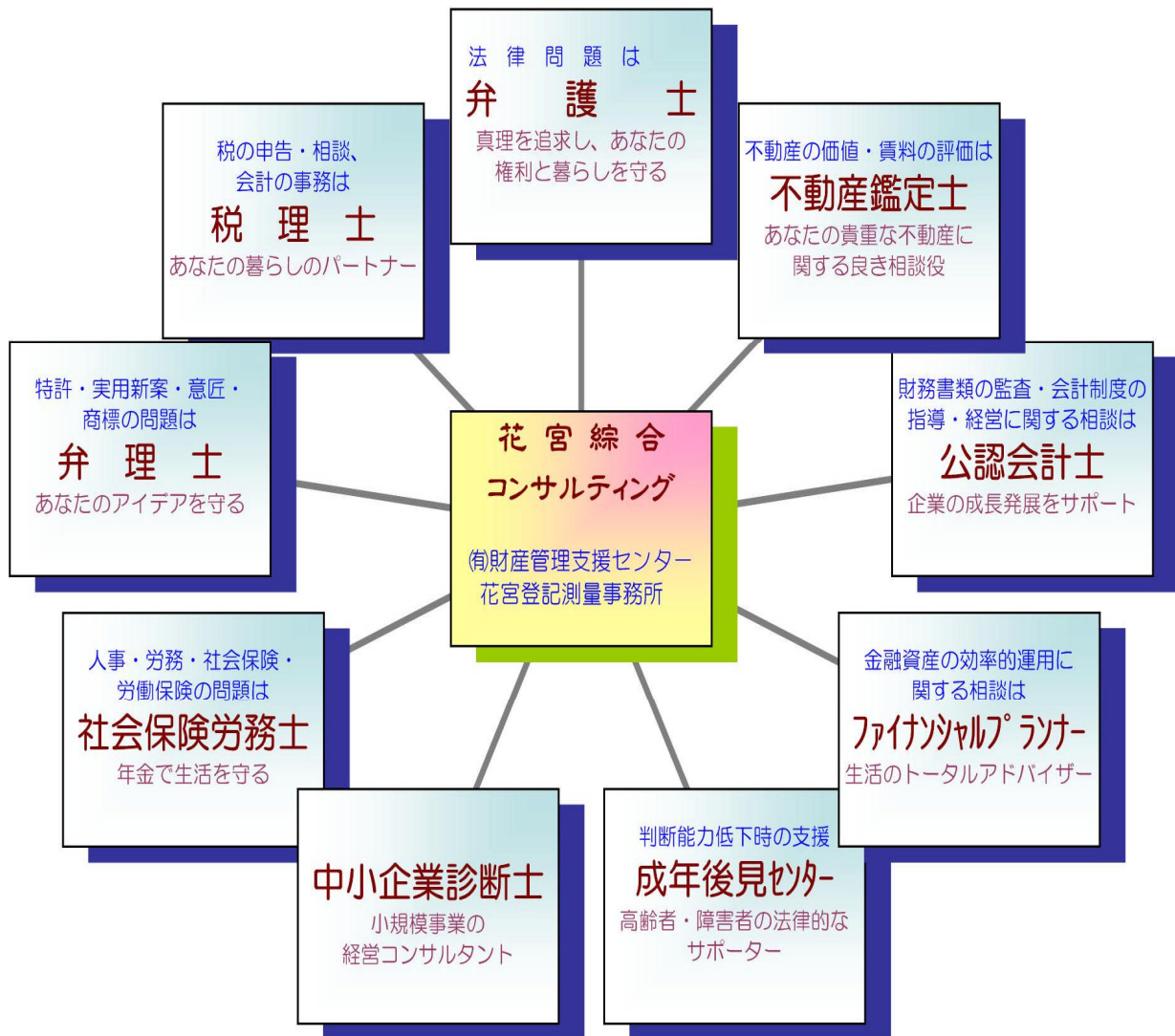
専門家による手続

種 類	専 門 家	該当する	完了した	備 考
遺言書の有無の確認				
50	遺言書の検認・開封	弁護士・司法書士		家庭裁判所
51	遺言執行者の選任	弁護士・司法書士		家庭裁判所
52	遺言内容の執行	弁護士・司法書士		
53	遺留分減殺請求	弁護士・司法書士		家庭裁判所
相続人の調査				
54	特別代理人の選定	弁護士・司法書士		家庭裁判所
相続財産(不動産)の調査				
55	相続税の申告	税理士		税務署
56	所得税の準確定申告	税理士		税務署
57	所有権保存登記	司法書士		法務局
58	建物表題登記	土地家屋調査士		法務局
59	建物滅失登記	土地家屋調査士		法務局
60	土地境界確定	土地家屋調査士		
61	相続放棄・限定承認申立	弁護士・司法書士		家庭裁判所
遺産分割協議・不動産登記手続				
62	遺産分割協議書作成	弁護士・司法書士		
63	裁判所外での協議	弁護士・司法書士		
64	分割協議の調停・審判	弁護士・司法書士		家庭裁判所
65	所有権移転(相続)登記 (土地・建物名義変更)	司法書士		法務局
66	土地分筆登記	土地家屋調査士		法務局

花宮綜合コンサルティング

種 類	専 門 家	該当する	完了した	備 考
年金手続				
67	埋葬費(国民健康保険)	社会保険労務士		市町村役場
68	遺族基礎年金(国民年金)	社会保険労務士		市町村役場
69	寡婦年金(国民年金)	社会保険労務士		市町村役場
70	死亡一時金(国民年金)	社会保険労務士		市町村役場
71	埋葬料(健康保険)	社会保険労務士		社会保険事務所
72	遺族厚生年金	社会保険労務士		社会保険事務所
73	葬祭料(労災保険)	社会保険労務士		社会保険事務所
74	遺族補償年金(労災保険)	社会保険労務士		社会保険事務所
75	未支給失業給付金	社会保険労務士		社会保険事務所

提携先専門家集団



花宮総合コンサルティング

代表者 花宮賢二 (はなみやけんじ)

プロフィール

- ・簡裁訴訟代理関係業務能力認定司法書士 (第208070号)
- ・民間紛争解決手続代理関係業務能力認定土地家屋調査士 (第118008号)
- ・行政書士 ・ファイナンシャルプランナー (AFP) ・宅地建物取引主任者
- ・社団法人成年後見センター ・リーガルサポート愛知支部 支部長

事務所 名古屋市名東区香流一丁目1010番地の5

電話 052-777-0082

FAX 052-777-0109

2007.6.1改訂